

学校いじめ防止基本方針

貝塚市立第一中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『責任、忍耐、友愛』という校訓の持つ精神を培い、知・徳・体を鍛える」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへ掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるような措置を講ずるとともに、生徒、保護者に説明を行い、周知する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、当該生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「生徒支援対策委員会」(不登校・虐待対応を含む)

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、首席、生徒指導主事、生徒支援コーディネーター、生徒支援担当者、各学年担当、養護教諭、(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

生徒支援対策委員会は、毎週検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかを協議するとともに、いじめの対応に関する検証を行う。必要に応じて基本方針や計画の見直しなどを行う。

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対応のマニュアル実行、定期的なアンケート・個人面談・保護者面談の実施・校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価する。学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの改善を図る。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

貝塚市立第一中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第 1 回 生徒支援対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5 月	家庭訪問週間 （家庭での様子の把握） 宿泊学習（コミュニケーション能力の育成）	家庭訪問週間 （家庭での様子の把握）	家庭訪問週間 （家庭での様子の把握）	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会や全校集会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
6 月	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談週間
7 月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
9 月	いじめアンケート実施 「一中学校生活アンケート」実施	いじめアンケートの実施 「一中学校生活アンケート」実施	いじめアンケート実施 「一中学校生活アンケート」実施	1 学期いじめ状況調査 第 2 回委員会（進捗確認）
10 月	体育大会	体育大会	体育大会	
11 月	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談週間
12 月	いじめアンケートの実施 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	いじめアンケートの実施 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	いじめアンケートの実施 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	第 3 回委員会（状況報告と取組みの検証）
1 月				2 学期いじめ状況調査
2 月	教育相談 いじめアンケートの実施	教育相談 いじめアンケートの実施	進路懇談 いじめアンケートの実施	第 4 回委員会（年間の取組みの検証）
3 月				3 学期いじめ状況調査

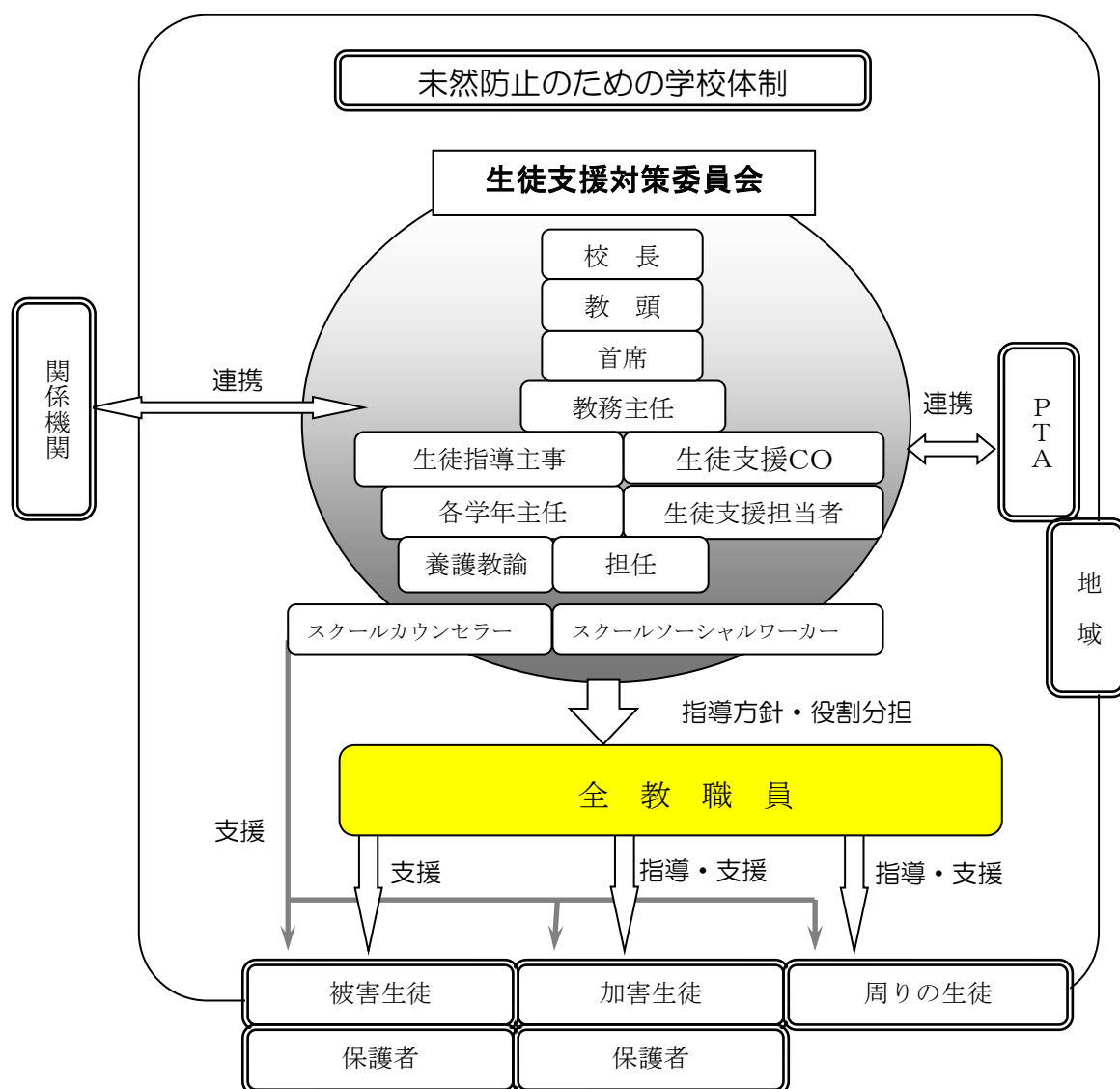
（学校行事等により取り組みが前後することもある）

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒の様子や行動の交流を教職員間で活発に行う。また、教育相談に限らず生徒の話を聴く機会を持つ。

生徒に対しては、教職員を始め保護者、周囲の大人に困ったことを伝えることの大切さを意識づけていく。

(2) いじめに向かわない態度を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学級活動や授業において他者とコミュニケーションを取ることができる場を積極的に持つように工夫する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意として、いじめを助長するような教職員の不適切な言動等、指導の在り方に注意を払う。

(4) 一中学校生活アンケートの検証を行い、自己有用感を育む取組みとして、学校行事に力を入れていく。学校行事への各学級の取組みを通して、個々の自己有用感を育むようにする。

(5) 道徳や学級活動において、生徒が自らいじめについて学び、取り組む機会を設ける。

(6) 携帯電話の使用についてなど、情報リテラシーを育む授業や取組みを全学年通じて行い、携帯電話やインターネットを使用したいじめの防止を図る。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、被害にあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの増幅を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、アンケートを全学期に実施する。また、教育相談も各学期に行う。日常的な観察も行い、学年部会等を通じ生徒の行動についての情報共有を適宜行う。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、1学期の家庭訪問の際に生徒の家庭での様子をよく聞き、気になること、様子がおかしい時などは連絡を密にできるよう確認し、保護者との連携を確かなものとする。
- (3) 保護者説明会、PTA総会などで、相談体制を広く周知する。また、生徒支援対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて留意しながら、必要な情報については学年部会、生徒支援対策委員会を通じて情報の共有を図る。

第4章 いじめに対する措置・対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を指導する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導担当や学年主任、生徒指導主事、生徒支援コーディネーターに報告し、いじめの防止等の対策のための組織（生徒支援対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、以下の通り、外部機関とも連携する。

	いじめの内容の例	指導及び協力機関
レベルⅠ	言葉によるからかい、無視、攻撃的な言葉など	担任・学年教員が指導
レベルⅡ	仲間はずれ、陰口、軽度の暴言など	担任・学年教員・生徒指導・管理職が指導
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷、脅迫・強要、暴力など	管理職が警察等とも連携を図りながら指導
レベルⅣ	重い暴力行為、金品の恐喝行為など	教育委員会と連携し指導
レベルⅤ	極めて重い暴力、脅迫、強要、恐喝行為など	教育委員会が主導し、警察等と連携し対応

※出席停止について

いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときには、教育委員会に報告又は出席停止についての意見を具申する。（貝塚市立学校運営に関する規則第14条より）

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や自宅待機などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒支援対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育大会や文化発表会等の学校行事は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒支援対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。 掲示板等への誹謗・中傷等の対応につい

ては、書き込みの保存と確認を行い、事実と確認された場合、関係機関と連携し、その処置を適切に行う。

- (2) メール、SNS 等によるいじめについて、事実関係を確認し、メール、SNS 上の書き込みの保存を行い、指導していくとともに、必要に応じて関係機関に協力を求める。
- (3) 情報モラル教育の推進については、各学年において視聴覚資料をもとに学習する機会を設ける。

7 いじめの解消

(1) いじめに係る行為が止んでいる事

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状況が相当の期間継続していることである。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまで、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し、状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない事

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることである。

学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認を行う。学校は、いじめ解消に至っていない段階で、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「生徒支援対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

8 重大事案に対する対応

(1) いじめにおける重大事案とは

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的な例は以下の通りである。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）。

○ただし、生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめによるものではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) いじめにおける重大事態発生後の流れ

- ・学校は重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校は市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・学校は上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・学校は上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) いじめにおける重大事案への対応

- ・学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- ・学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- ・学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に相談し、適切に、援助を求める。